

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 住宅税制

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる買換資産に該当する家屋の床面積要件の上限を 280 m²（現行 240m²）に引き上げるとともに、耐火建築物の築後経過年数要件を 25年以内（現行20年以内）とする。（第24条の5関係）
- (2) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、適用対象となる住宅借入金等の範囲に、旧年金福祉事業団の住宅融資事業を引き継ぐ年金資金運用基金からの住宅借入金等を定める等の整備を行うこととする。（第26条関係）
- (3) 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象者の所得要件である合計所得金額の計算方法、適用対象から除外される譲渡先である特別関係者の範囲、適用対象となる増改築等の範囲等を定めることとする。（第40条の5関係）

2 金融関係税制

- (1) 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算方法、商品先物取引の差金等決済をする者の告知の特例、商品先物取引に関する調書の提出に係る税務署長の承認に係る手続等を定めることとする。（第26条の23～第26条の25関係）
- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例制度について、適格外国仲介業者を通じて一括登録国債を混藏寄託する場合の所有期間明細書の提出の特例、税務署長による適格外国仲介業者の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続、適格外国仲介業者が混藏寄託を受けた一括登録国債について受寄金融機関等に対して行う通知等について定めることとする。
(第3条関係)

3 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 情報通信

特定電気通信設備等の特別償却制度について、広帯域加入者網普及促進設

- ① 法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる独立行政法人に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）については、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないと認められることの要件を不要とする。
 - ② その贈与等に係る財産について、やむを得ない事情があることによりその贈与等を受けた法人の当該贈与等に係る公益を目的とする事業の用に供され、又は供されると見込まれるまでの期間が当該贈与等のあった日以後2年を超えると認められる場合には、当該期間を国税庁長官の認める日まで延長することができるものとする。
- (2) 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除について、配当控除割合に係る信託財産への株式以外の資産の組入割合等を定めることとする。（第4条の5関係）
- (3) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、共同事業合併に該当する場合の要件を定めることとする。（第39条の29）
- (4) 撥発油税及び地方道路税を免除する撃発油として、ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合物を製造するためのアクリル酸の重合溶剤用又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合溶剤用に供される撃発油を加えることとする。（第47条関係）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

政令第百四十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

並びに同法附則

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の三十七」を「第三十九条の三十八」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の二」に改める。

第二条の六第三項第二号中「法人とする」を「法人とし、当該支払者が法人の分割により資産及び負債の移転を行つた場合（当該分割により当該資産及び負債の移転を受けた法人がその者の賃金の支払者となつた場合に限る。）には当該資産及び負債の移転を受けた法人とする」に改める。勤労者財産形成促進法第二条第二号に規定する

第二条の二十二第一項中「若しくは合併」の下に「若しくは分割」を加え、「若しくはその合併に」を「、その合併に」に改め、「存続する金融機関等」の下に「若しくはその分割により資産及び負債の移転を

四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。」に改める。

第二十六条の二十三中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第二十六条の二十七とする。

第二十六条の二十二第一項中「含む。」又は「」を「含む。」、「」に、「」の規定」を「」又は法第四十一条の十四第二項第三号の規定」に改め、同条を第二十六条の二十六とする。

第二十六条の二十一を第二十六条の二十二とし、同条の次に次の三条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該商品先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による雑所得

の金額

二 当該商品先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による事業所得の金額

2 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引による事業所得を除く。）」とする。

3 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

			第一百十一条第四項 及び課税山林所得 金額の見積額につ き第三章（税額の 計算）
第一百二十条第一項 総所得金額、	総所得金額、 租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品 先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に 係る雑所得等の課税の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得 等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき 第三章（税額の計算）及び同項	第一百二十条第一項 総所得金額、 租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品 先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物 取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所 得等の金額」という。）、	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に 係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る 課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得 等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき
第八十九条（税 率）	課税総所得金額 第八十九条（税率）及び同法第四十一条の十四第一項	課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額 第八十九条（税率）及び同法第四十一条の十四第一項	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に 係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る 課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得 等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき
第三章（税額の計 算）	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四	第三章（税額の計算）及び同法第四十一条の十四	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に 係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る 課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得 等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき

第一項 課税総所得金額	算)
総所得金額、商品先物取引に係る課税雜所得等の金額	第一項 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雜所得等の金額
総所得金額	第一項 課税総所得金額

4 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み

替えるものとする。

第十一條第二項	総所得金額
第十一條の二第二項、第十七條第五項、第一百七十九条号、第一号イ及び第二号イ、第一百八十条号イ、第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
第一号イ及び第二号イ、第一百八十条号イ、第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五	総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額

条、第二百十九条 第二項第二号並び に第二百二十二条 第一項及び第三項	第二百五十八条第一項 課税総所得金額 (商品先物取引に係る雑所得等の金額 課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項 (商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例) に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。)	総所得金額 課税総所得金額 (商品先物取引に係る雑所得等の金額 課税総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額
三百五十八条第一項 総所得金額 率)	第三章第一節(税率) 第三章第一節(税率)及び同項	三百五十八条第一項 総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額

二号

第二百六十二条第一項 （商品先物取引の差金等決済をする者の告知等）	総所得金額	総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額
一号	課税総所得金額	課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四率	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四率
第二百六十六条	第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例） の規定に準じて	第一項（商品先物取引に係る課税雑所得等の金額 及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引 に係る雑所得等の課税の特例）の規定に準じて

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第一条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（商品先物取引の差金等決済をする者の告知等）

第二十六条の二十四 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者（次項において「公共法人等」という。）とする。

一 法人税法別表第一に掲げる法人

二 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）

三 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関

2 法第四十一条の十四第一項に規定する適用期間内に同項に規定する商品先物取引（以下この条において「商品先物取引」という。）の同項に規定する差金等決済（以下この条において「差金等決済」という。）をする者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、当該各号に定める商品先物取引の差金等決済につき法第四十一条の十四第三項の規定による告知をしたものとみなす。

一 商品先物取引の差金等決済をする者が、法第四十一条の十四第三項第一号に規定する商品取引員（以

下この号及び次項において「商品取引員」という。)と当該商品先物取引の委託に係る契約を締結する際(当該商品先物取引を委託の取次ぎにより行つた場合には、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員と当該委託の取次ぎに係る契約を締結する際)その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同条第三項に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。)を、当該商品取引員の当該商品先物取引に係る営業所等(同項第一号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。)の長に告知しているとき。当該契約に基づき委託をする商品先物取引

二 商品先物取引の差金等決済をする者が、当該商品先物取引に係る商品市場(法第四十一条の十四第三項第二号に規定する商品市場をいう。以下この号において同じ。)を開設している商品取引所(同項第二号に規定する商品取引所をいう。以下この号及び次項において同じ。)に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該商品取引所の長に告知しているとき。当該商品取引所の商品市場において行う商品先物取引

3 前項の場合において、同項各号に定める商品先物取引の差金等決済をする者が同項各号の告知をした後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該商品

先物取引の差金等決済をする日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所を、当該商品先物取引に係る同項第一号の商品取引員の営業所等の長又は同項第二号の商品取引所の長（次項において「特定商品取引員等」という。）に告知しなければならない。当該告知をした後、再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合についても、同様とする。

4 商品先物取引の差金等決済をする者は、第二項又は前項の規定による告知をする際、当該告知をする当該特定商品取引員等に、次項に規定する書類を提示しなければならない。

5 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 個人 当該個人の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書その他の財務省令で定める書類

二 法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この号において同じ。）当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本又は抄本、国税又は地方税の領収証書、納税証明書その他の財

6 商品先物取引の差金等決済をする者が法第四十一条の十四第三項に規定する商品取引員等（以下この条において「商品取引員等」という。）に同項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知をする場合において、当該商品取引員等が、財務省令で定めるところにより、その商品先物取引の差金等決済をする者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿（その者から前項各号に掲げるいずれかの書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その商品先物取引の差金等決済をする者は、法第四十一条の十四第三項の規定又は第四項の規定にかかわらず、当該商品取引員等に対して、これらの規定に規定する書類の提示を要しないものとする。ただし、これららの告知をする氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

7 商品取引員等は、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知があつた場合には、これらの告知があつた氏名又は名称及び住所が、当該告知の際に同条第三項の規定又は第四項の規定により提示を受けた書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前項に規定する帳簿に記載している

者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の提出）

第二十六条の二十五 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする同項に規定する商品取引員等は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の所轄税務署長は、同項の申請があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

第二十六条の二十第一項中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「第二十

第四十四条を削り、第四十四条の二を第四十四条とし、第四十四条の三を第四十四条の二とする。

第四十七条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合物 アクリル酸の重合溶剤用又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合溶剤用

第五十五条第一項中「第三十九条の七第十一項及び第十三項」を「第三十九条の七第十項及び第十二項」に改め、同条第二項中「第七条第十項第五号、」及び「、第二十九条の四第九項第五号」を削り、「第十二項及び第十五項第二号」を「第十二項、第十五項第二号及び第三十三項」に、「第四項及び第十五項第二号」を「第四項、第十六項第二号及び第三十六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

加える改正規定、第二十二条の八第二十一項の改正規定、第三十九条の五第二十二項の改正規定及び第三十九条の二十二条の改正規定（同条第三項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる部分を除く。）並びに附則第八条第二項、第十九条第一項及び第二十条第二項の規定、環境事業団法の一部を改正する法律（平成十三年法律第一号。以下「環境事業団法改正法」という。）の施行の日

五 第二十二条の八第二十六項の改正規定及び第三十九条の五第二十七項の改正規定、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第一号）の施行の日
六 第二十二条の九の改正規定及び第三十九条の六に一項を加える改正規定、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第一号）の施行の日

七 第三十九条の二十二条の次に一条を加える改正規定 平成十三年十月一日

八 附則第二十六条及び第三十五条の規定 平成十三年五月一日
(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（試験研究費が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条 個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支出した改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の二第四項第六号に規定する負担金については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 新令第五条の七第一項及び第九項の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の五第一項に規定する事業化設備等について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の五第一項に規定する事業化設備等については、なお

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

改

正

案

現

行

目次

第一章 総則（第一条）	第一章 同上
第二章 所得税法の特例（第一条の二—第二十七条の三）	第二章 同上
第一節 利子所得及び配当所得の特例（第一条の二—第五条の二）	第一節 同上
第二節 特別税額控除及び減価償却の特例（第五条の三—第十二条）	第二節 同上
第三節 準備金（第十二条の二—第十二条の五）	第三節 同上
第四節 技術等海外取引に係る課税の特例（第十三条）	第四節 同上
第四節の二 鉱業所得の課税の特例（第十四条—第十六条）	第四節の二 同上
第五節 農業所得の課税の特例（第十七条）	第五節 同上
第六節 社会保険診療報酬の所得計算の特例（第十八条）	第六節 同上
第七節 事業所得に係るその他の特例（第十八条の二—第十九条）	第七節 同上
第七節の二 給与所得及び退職所得の課税の特例（第十九条の二—第十九条の五）	第七節の二 同上
第七節の三 山林所得の課税の特例（第十九条の六・第十九条の七）	第七節の三 同上
第八節 譲渡所得等の課税の特例（第二十条—第二十五条の七の二）	第八節 同上
第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八—第二十五条の十五）	第八節の二 同上
第八節の三 その他の譲渡所得等の課税の特例（第二十五条の十六—第二十五条の十八）	第八節の三 同上
第八節の四 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第二十五条の十九—第二十五条の二十四）	第八節の四 同上
第九節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第二十六条—第二十六条の五）	第九節 同上
第十節 その他の特例（第二十六条の六—第二十七条の三）	第十節 同上
第三章 法人税法の特例	第三章 同上
第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第二十七条の四—第三十二条）	第一節 同上
第二節 準備金等（第三十二条の二—第三十三条の八）	第二節 同上
第三節 技術等海外取引に係る課税の特例（第三十四条）	第三節 同上
第三節の二 鉱業所得の課税の特例（第三十四条の二—第三十四条の三）	第三節の二 同上
第三節の三 特別自由貿易地域における課税の特例（第三十五条・第三十六条）	第三節の三 同上

目次

第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第一節 同上	第一節 同上
第二節 同上	第二節 同上
第三節 同上	第三節 同上
第四節 同上	第四節 同上
第五節 同上	第五節 同上
第六節 同上	第六節 同上
第七節 同上	第七節 同上
第八節 同上	第八節 同上
第九節 同上	第九節 同上
第十節 同上	第十節 同上
第三章 同上	第三章 同上
第一節 同上	第一節 同上
第二節 同上	第二節 同上
第三節 同上	第三節 同上
第三節の二 同上	第三節の二 同上
第三節の三 同上	第三節の三 同上

6

法第四十一条の十二第二十一項の承認を受けようとする同項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 省略

法第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書及び同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書の様式は、財務省令で定める。

(民間国外債の発行差金で非課税の特例の適用がないもの)
第二十六条の二十二 省略

(商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該商品先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による雑所得の金額
二 当該商品先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による事業所得の金額

2 | その年において法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引による事業所得を除く。）」とする。

6

法第四十一条の十二第十八項の承認を受けようとする同項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 同上

法第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書及び同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書の様式は、財務省令で定める。

(民間国外債の発行差金で非課税の特例の適用がないもの)
第二十六条の二十一 同上

法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項		第百二十二条第一項	及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引による雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項
課税総所得金額	第三章（税額の計算）	第八十九条（税率）	課税総所得金額	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引による雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）
課税総所得金額、商品先物取引	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	第八十九条（税率）及び同法第四十一条の十四第一項	課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額	、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引による雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）

の規定に準じて

及び租税特別措置法第四十一条
の十四第一項（商品先物取引に
係る雑所得等の課税の特例）の
規定に準じて

法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する
租税の減免、徵収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山
林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律
第二十六号）第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金
額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（商品先物取引の差金等決済をする者の告知等）

法第二十六条の二十四 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定めるものは、国
及び次に掲げる者（次項において「公共法人等」という。）とする。

- 一 法人税法別表第一に掲げる法人
- 二 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称
が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として
用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）
- 三 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国
際機関

法第四十一条の十四第一項に規定する適用期間内に同項に規定する商品先物取引
(以下この条において「商品先物取引」という。) の同項に規定する差金等決済(以
下この条において「差金等決済」という。) をする者（公共法人等を除く。以下
この条において同じ。) が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、そ
の者は、当該各号に定める商品先物取引の差金等決済につき法第四十一条の十四第
三項の規定による告知をしたものとみなす。

- 一 商品先物取引の差金等決済をする者が、法第四十一条の十四第三項第一号に規
定する商品取引員（以下この号及び次項において「商品取引員」という。）と当
該商品先物取引の委託に係る契約を締結する際（当該商品先物取引を委託の取次
ぎにより行つた場合には、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員と当該委託
の取次ぎに係る契約を締結する際）、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住
所を有しない者にあつては、同条第三項に規定する財務省令で定める場所。以下
この条において同じ。）を、当該商品取引員の当該商品先物取引に係る営業所等

(同項第一号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。)の長に告知しているとき。当該契約に基づき委託をする商品先物取引

二商品先物取引の差金等決済をする者が、当該商品先物取引に係る商品市場(法第四十一条の十四第三項第二号に規定する商品市場をいう。以下この号において同じ。)を開設している商品取引所(同項第二号に規定する商品取引所をいう。以下この号及び次項において同じ。)に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該商品取引所の長に告知しているとき。当該商品取引所の商品市場において行う商品先物取引

3| 前項の場合において、同項各号に定める商品先物取引の差金等決済をする者が同項各号の告知をした後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該商品先物取引の差金等決済をする日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所を、当該商品先物取引に係る同項第一号の商品取引員の営業所等の長又は同項第二号の商品取引所の長(次項において「特定商品取引員等」という。)に告知しなければならない。当該告知をした後、再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合についても、同様とする。

4| 商品先物取引の差金等決済をする者は、第二項又は前項の規定による告知をする際、当該告知をする当該特定商品取引員等に、次項に規定する書類を提示しなければならない。

5| 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの書類とする。

一|個人 当該個人の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書その他の財務省令で定める書類

二|法人 (法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この号において同じ。) 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本又は抄本、国税又は地方税の領收証書、納税証明書その他の財務省令で定める書類

6| 商品先物取引の差金等決済をする者が法第四十一条の十四第三項に規定する商品取引員等(以下この条において「商品取引員等」という。)に同項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知をする場合において、当該商品取引員等が、財務省令で定めるところにより、その商品先物取引の差金等決済をする者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿(その者から前項各号に掲げるいづれかの書類の写しを添付した申請書の提出を受け作成されたものに限る。)を備えているときは、その商品先物取引の差金等決済をする者は、法第四十一条の十四第三項の規定又は第四項の規定にかかわらず、当該商品取引員等に対して、

これらの規定に規定する書類の提示を要しないものとする。ただし、これらの告知をする氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

7 | 商品取引員等は、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知があつた場合には、これらの告知があつた氏名又は名称及び住所が、当該告知の際に同条第三項の規定又は第四項の規定により提示を受けた書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前項に規定する帳簿に記載している者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されている氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 | 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の提出）

第二十六条の二十五 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする同項に規定する商品取引員等は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 | 前項の所轄税務署長は、同項の申請があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 | 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十六 法第四十一条の十七第二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額は、法第二十八条の四第五項第二号、法第三十一条第五項第二号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十七条の十第七項第五号（法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は法第四十一条の十四第二項第三号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十一 法第四十一条の十七第二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額は、法第二十八条の四第五項第二号、法第三十一条第五項第二号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は法第三十七条の十第七項第五号（法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の二十五に相当す

(石油化学製品及び用途)

第四十七条 法第八十九条の二第一項に規定する政令で定める石油化学製品は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める用途は、次の各号に掲げる石油化学製品の製造のための当該各号に定める用途とする。

一～三 省 略

四 ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル酸塩の
共重合物
アクリル酸の重合溶剤用又
はアクリル酸とアクリル酸
塩の共重合溶剤用

五	省	略
六	省	略
七	省	略
八	省	略
九	省	略
十	省	略

(石油化学製品及び用途)
第四十七条 同 上

九	八	七	六	五	四
同	同	同	同	同	上
上	上	上	上	上	上

(事務の区分)

第五十五条 第十八条の五第十項及び第十一項第四号、第十九条の七第六項、第二十条の二第六項、第二十五条の四第二項及び第十六項、第三十八条の四第十六項、第三十八条の五第八項及び第九項第四号、第三十九条の七第十項及び第十二項、第四十条の三第一項第三号、第四十条の四第二項及び第三項並びに第四十二条の十の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第十八条の五第十項及び第十一項第四号、第十九条の七第六項、第二十条の二第六項、第二十五条の四第二項及び第十六項、第三十八条の四第十六項、第三十八条の五第八項及び第九項第四号、第三十九条の七第十一項及び第十三項、第四十条の三第一項第三号、第四十条の四第二項及び第三項並びに第四十二条の十の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第七条第十項第五号、第十八条の五第十項及び第十一項第四号、第十九条の七第六項、第二十条の二第六項、第二十五条の四第二項第五号、第三十八条の五第八項及び第九項第四号、第四十条の六第三項、第五項、第十二項及び第十五項第二号、第四十条の七第二項、第四項、第十六項第二号及び第三十六項、第四十条の八第四項、第四十二条第一項、第四十二条の五第二項並びに第四十二条の六第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の三の改正規定、第四条の七から第五条の二までの改正規定、第五条の八第九項第六号の改正規定、第十七条第七項の改正規定、第十八条の三第四項の改正規定、第十九条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の改正規定、第二十五条の八第八項の改正規定、第二十五条の十二第二十三項第十号の改正規定、第二十五条の十四第二項の改正規定、第二十五条的十九第二項の改正規定、第二十五条の二十二の改正規定、第二十五条的二十三の改正規定、第二十七条の八第四項の改正規定（「第二条第二十二号」を「第二条第二十一号」に改める部分に限る。）、第二十八条の七第二項の改正規定、第二十九条第六項第二号の改正規定、第三十二条の二から第三十二条の十までの改正規定、第三十二条の十二の改正規定（「七年前」を「六年前」に改める部分及び「五年」を「四年」に改める部分を除く。）、第三十三条の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、第三十三条の三から第三十三条の八までの改正規定、第三十四条の二の改正規定、第三十七条の二第二項の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、第三十九条の改正規定（同条第十項第二号に係る部分を除く。）、第三十九条の二の改正規定、第三十九条の三の改正規定、第三十九条の七の改正規定（同条第五項に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項第二号イ(1)に係る部分を除く。）、第三十九条の八の改正規定、第三十九条の九の二の改正規定（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十九条の十から第三十九条の十四までの改正規定、第三十九条的十五の改正規定（「第四十五条の二」の下に「第四十五条の三」を加える部分を除く。）、第三十九条の十六から第三十九条の二十までの改正規定、第三十九条的二十三から第三十九条的二十九までの改正規定、第三十九条的三十五の五第七項の改正規定、第三十九条的三十五の七第二項第一号イ(1)の改正規定、第三十九条的三十五の八の改正規定（「第四十五条の二」の下に「第四十五条的三」を加える部分を除く。）、第三十九条的三十五の九から第三十九条的三十五的十二までの改正規定及び第三十九条的三十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条、第十六条第一項及び第三项、第十九条第三項、第二十二条並びに第三十六条から第三十九条までの規定 平成十三年三月三十一日

二 第七条第五項第一号の改正規定、第二十条の二第四項第二号ロの改正規定、同条第五項第二号及び第七项第一号の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十

五項第一号から第三号までの改正規定、第二十二条の八第二十九項第四号の改正規定、第二十五条第十三項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、第二十五条の四第三項第二号イ(1)の改正規定、第二十五条の六第一項第三号の改正規定、第二十五条の七の二第一項第一号の改正規定、第二十九条の四第五項第一号の改正規定、第三十八条の四第十四項第二号ロの改正規定、同条第十五項第二号及び第十七項第一号の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第二十五項第一号から第三号までの改正規定、第三十九条の五第三十項第四号の改正規定、第三十九条の七第五項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同条第十二項第二号イ(1)の改正規定、第三十九条の九第一項第三号の改正規定、第三十九条の九の二第一項第一号の改正規定並びに第四十条の二十三第四項及び第五項の改正規定都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

三 第七条第七項の改正規定、同条第十八項の改正規定、第二十九条の四第七項の改正規定及び同条第十七項の改正規定「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第一号）」の施行の日

四 第十八条の三第三項の改正規定（「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の下に「（平成四年法律第六十二号）」を加える部分及び同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、第二十二条の八第二十一項の改正規定、第三十九条の五第二十二項の改正規定及び第三十九条の二十二の改正規定（同条第三項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる部分を除く。）並びに附則第八条第二項、第十九条第一項及び第二十条第二項の規定「環境事業団法の一部を改正する法律（平成十三年法律第一号。以下「環境事業団法改正法」という。）」の施行の日

五 第二十二条の八第二十六項の改正規定及び第三十九条の五第二十七項の改正規定「石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第一号）」の施行の日

六 第二十二条の九の改正規定及び第三十九条の六に一項を加える改正規定「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第一号）」の施行の日

七 第三十九条の二十二の次に一条を加える改正規定「平成十三年十月一日八附則第二十六条及び第三十五条の規定」平成十三年五月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(試験研究費が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支出した改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の三第四項第六号に規定する負担金については、なお従前の例による。

(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 新令第五条の七第一項及び第九項の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の五第一項に規定する事業化設備等について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の五第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第五条の九第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新法第十二条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新令第五条の十二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする新法第十二条の四第一項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十二条の四第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

3 新令第六条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする新法第十二条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行